(令和6年3月25日飯綱町告示第32号)

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、飼い主のいない猫及び適正な飼養を行うことができない猫の増加を防止し、生活環境の向上を図るため、飼い猫、飼い主のいない猫又は多頭飼育猫の不妊手術又は去勢手術(以下「繁殖制限手術」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯綱町補助金等交付規則(平成17年10月1日規則第27号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。(定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 避妊手術 雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮の摘出手術をいう。
 - (2) 去勢手術 雄猫の精巣の摘出手術をいう。
 - (3) 飼い猫 飼い主が所有又は占有の意思をもって、継続的に給餌、給水等の世話をし、管理をしている猫をいう。
 - (4) 飼い主のいない猫 町内に生息する飼い主がいない猫又は飼い主が不明な猫をいう。
 - (5) 多頭飼育猫 不適正な飼育原因により、町内において複数頭が特定の者又は 団体等の管理下に置かれており、町長が多頭飼育されていると認めた猫をいう。 (補助対象者)
- 第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 町内に居住し、自らが飼育する飼い猫に繁殖制限手術を受けさせる者
 - (2) 町内に居住する個人又は町内で活動する団体であって、飼い主のいない猫に 繁殖制限手術を受けさせる者
 - (3) 不適正な飼育原因により複数の猫が自己の管理下にあり、町長が多頭飼育を行っていると認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、町税等を滞納している者、営利を目的として猫を飼養している者は補助の交付対象としないものとする。

(補助金の額等)

- 第4条 補助金の額は、不妊手術にあっては1回5,000円、去勢手術にあっては1回3,000円を上限とし、補助対象経費が上限額に満たないときは、補助対象経費の額とする。
- 2 補助金の交付回数は、同一年度内において、飼い猫については1世帯で2回を限度とする。ただし、飼い主のいない猫、多頭飼育猫、その他町長が特別に認める場合については、この限りでない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、飯綱 町猫繁殖制限手術費補助金申請書兼請求書(様式第1号)に当該手術費の領収書及 びその他町長が必要と認める書類を添付し、当該繁殖制限手術の完了した日の属す る年度の3月31日までに町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査の上、補助金の 交付の可否を決定し、飯綱町猫繁殖制限手術補助金交付決定通知書(様式第2号) により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

- 第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定 を取消し、既に補助金が交付されているときは、補助金を返還させることができる。
 - (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき理由があると認めたとき。 (遵守事項)
- 第9条 飼い主のいない猫に係る補助金の申請者は、次に掲げる事項を遵守しなけれ ばならない。
 - (1) 繁殖制限手術後の飼い主のいない猫のうち、譲渡可能なものについては終生屋内飼養をする者へ譲渡するよう努めること。
 - (2) 繁殖制限手術後の飼い主のいない猫を当該手術前の生息場所に戻す場合は、 トイレの設置、餌の適正な管理等周辺環境の保全を図るとともに近隣住民の理解 を得るよう努めること。
 - (3) 繁殖制限手術後の飼い主のいない猫が、当該手術済であることを識別できるよう耳カット等の措置を講ずること。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。